令和７年度千葉市ふるさと農園の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社マイファーム（以下「乙」という。）とは、令和６年３月８日付け甲乙間で締結した「千葉市ふるさと農園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第４８条第３項の規定に基づき、令和７年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第１条　令和７年度の事業年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日までをいう。）に係る指定管理料の額は、３６，８９５，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第２条　指定管理料の支払いは年１２回とし、基本協定書第５１条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

令和７年４月分（１回）

月額　３，０７４，５８７円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和７年５月分から令和８年３月分まで（１１回）

月額　３，０７４，５８３円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（利益等の還元）

第３条　乙は基本協定書第７１条第３項の規定に基づき、本事業年度において利益が生じた場合には、次の各号に定めるところにより、その利益について甲への還元を行うものとする。

（１）利益の額の算定時期　　令和８年６月末

（２）還元時期・方法　令和８年度において、納入通知書により甲へ納める。

（疑義の決定等）

第４条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年４月１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　神谷　俊一

乙　京都市下京区東塩小路町６０７番地　辰巳ビル１階
株式会社マイファーム
代表取締役　西辻　一真